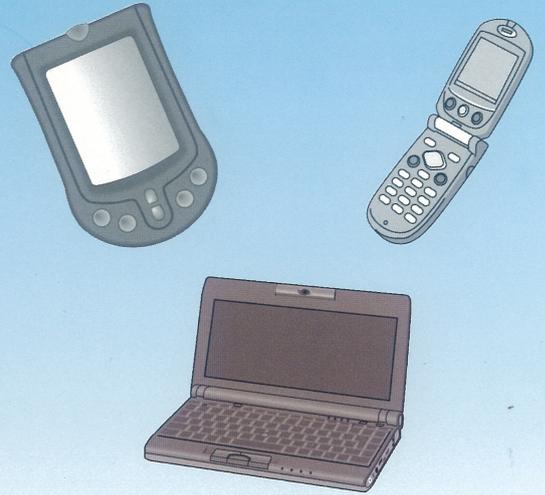


技適マーク<sup>(※1)</sup>は、**無線機器の安心マーク**です。

一般家庭などで利用されるワイヤレス機器<sup>(※2)</sup> (無線機器)の正しい使い方

技適マーク



有  
(※3)

無

**安心して  
使用  
して  
いただけます。**

発射する電波が著しく微弱な無線局の範囲

範囲内  
(※4)

範囲逸脱

無線局の  
免許が必要

免許を受けずに無線局を開設又は運用した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が課せられることがあります。

電波は多くの人々が利用しており、社会生活に欠かすことのできない重要なものですが、一方で、電波は有限希少ですので効率的に使うために、様々なルール<sup>(※5)</sup>が設けられています。

技適マーク<sup>(※1)</sup>が付いていない無線機器には、これらのルールに従っていないものもあります。ルールに従っていない無線機器を使用すると、知らずに他人の通信を妨害したり、ひいては社会生活に混乱を来すことになりかねません。

技適マーク<sup>(※1)</sup>に関する詳しい情報は、次のURLをご覧ください。  
[http://www.tele.soumu.go.jp/monitoring\\_qa/index.html](http://www.tele.soumu.go.jp/monitoring_qa/index.html)

本資料は、一般家庭などで利用されるワイヤレス機器(無線機器)の正しい使い方について分かり易く要約して説明したものであり、電波利用ルールを厳密に、かつ、網羅的に説明したものではありません。

※1 技適マークとは、次の2つの表示の共通の愛称です。

①電波法に基づく特定無線設備の技術基準適合証明等の表示

②電気通信事業法に基づく端末設備等の技術基準適合認定等の表示

なお、電気通信事業法に基づいて固定電話などに付いている技適マークについては、本資料では説明を省略しています。

※2 テレビのリモコンのように赤外線を利用したワイヤレス機器もありますが、この場合は、電波

法は適用されません。

※3 アマチュア無線用の機器及び業務用の無線機器などには、上図以外の手続が必要です。詳しくは総合通信局へお問合せ下さい。

※4 発射する電波が著しく微弱な無線局の範囲に適合した無線機器の一部には、民間が確認した性能証明ラベルが付いている場合があります。

※5 電波法で、使用するチャンネルや送信出力、無線機器の技術基準、違反した場合の罰則などが定められています。